

議案第41号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の派遣)	(職員の派遣)

第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの

ア 及びイ 略

ウ 公益財団法人鳥取県建設技術センター

エ 公益財団法人鳥取県国際交流財團

オ 略

カ 公益社団法人鳥取県人権文化センター

第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの

ア 及びイ 略

ウ 財団法人鳥取県建設技術センター（昭和57年4月1日に財団法人鳥取県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。）

エ 財団法人鳥取県国際交流財團（平成2年11月1日に財団法人鳥取県国際交流財團という名称で設立された法人をいう。）

オ 略

カ 社団法人鳥取県人権文化センター（平成11年4月16日に社団法人鳥取県人権文化センターという名称で設立された法人をいう。）

キ及びク 略

ケ 略

コ 略

サ 略

シ 略

ス 財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（昭和44年10月9日
に財団法人鳥取県農業開発公社という名称で設立された法
人をいう。）

(2) 公立大学法人鳥取環境大学

キ及びク 略

ケ 財団法人鳥取県文化振興財団（平成4年10月1日に財団法
人鳥取県文化振興財団という名称で設立された法人をい
う。）

コ 財団法人とっとり地域連携・総合研究センター（平成7年
6月19日に財団法人とっとり政策総合研究センターという名
称で設立された法人をいう。）

サ 略

シ 略

ス 略

セ 略

(2) 特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの

ア 学校法人鳥取環境大学

イ 学校法人放送大学学園

ウ 鳥取県土地開発公社

(3) 学校法人放送大学学園

2及び3 略

2及び3 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。